

令和4年11月

さいたま市農業委員会月例総会議事録

開催年月日	令和4年11月16日(水)		開催場所	ときわ会館5階 大ホール 502		
開会時刻	午前9時30分		閉会時刻	午前11時10分		
出席状況	議席番号	氏名	出・欠	議席番号	氏名	出・欠
	1	高崎 定一	欠席	12	山本 博行	出席
	2	濱野 武雄	出席	13	浅子 幹夫	出席
	3	小島 道隆	出席	14	石川 幸利	出席
	4	細沼 和明	出席	15	関根 光一	出席
	5	関口 正夫	出席	16	高松 佳子	出席
	6	西形 知行	出席	17	西澤 初男	出席
	7	石井 栄寿	出席	18	横山 敏夫	出席
	8	小山 吉男	出席	19	杉山 起司	出席
	9	小泉 孝行	出席	20	中山 幸光	出席
	10	井原 勇司	出席	21	小林 勝一	出席
11	本田 敏一	出席				
事務局	事務局長	田中 正美	農地調整課課長補佐兼 農地調整係長	野本 剛司	農地調整課主事	押野 岳大
	副理事	星野 公男	農業振興課係長	宇根 義雄		
	農業振興課長	石川 秀徳	農業振興課主査	立澤 裕介		
	農地調整課長	高橋 潔	農地調整課主事	藤田 亮輔		
議案	議案第68号	農地法第3条の規定による許可申請について				
	議案第69号	農地法第4条の規定による許可申請について				
	議案第70号	農地法第5条の規定による許可申請について				
	議案第71号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による意見決定について				
	議案第72号	相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について				
	議案第73号	農用地利用集積計画(案)に対する意見決定及び農用地利用配分計画(案)に対する意見				
議案第74号	特定都市農地貸付け承認申請について					
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3の規定による届出について ・農地法第4条第1項第8号の規定による届出について ・農地法第5条第1項第7号の規定による届出について ・農地法第18条第6項の規定による解約通知について ・農地改良等の取扱いに関する要綱の規定による届出について ・2a未満農業用施設の届出について 					

<p>1 開 会 本田会長職務代理者</p>	<p>只今から、令和4年11月さいたま市農業委員会月例総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しつつ慎重な審議を図るため、地区審議会と同様に皆様に要点を凝縮した議案説明をお願いいたします。</p> <p>次に、引続き「マスク着用の上での発言」について、改めてお願いするものです。審議中30分に一度事務局職員が部屋の換気を行いますので、皆さんの御理解、御協力をお願い申し上げます。</p>
<p>2 会議成立の報告 本田会長職務代理者</p>	<p>月例総会成立の報告をいたします。</p> <p>農業委員21名中、本日は高崎委員が欠席されておりますので、出席委員は20名です。「さいたま市農業委員会会議規則第6条」の規定による過半数の要件を満たしております。よって、本会は成立しています。</p>
<p>3 署名委員の指名 本田会長職務代理者</p>	<p>議事録署名委員として、 議席番号 2番 濱野 委員 議席番号 3番 小島 委員 を指名します。よろしくお願ひいたします。</p>

4 議案審議		
議 長		議案審議に入る前に、前回の議案書について事務局より説明があります。事務局、説明をお願いします。
事 務 局		10月の月例総会でご審議いただきました案件について、議案書の記載に一部誤りがありましたので、訂正させていただきます。 別紙をご覧ください。 10月の月例総会にて、議案第59号番号8番の概要及び農地区分につきまして、申請地は、市立美園中学校の東480mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅が連たんした区域に近接する第2種農地と記載しておりましたが、正しくは、申請地は市立美園中学校の東480mに位置し、高速自動車国道の出入口の周囲おおむね300m以内に存在する第3種農地でございます。 本案件につきましては、既に許可相当との判断をいただいております。なお、今回の訂正によって、審議内容及び審議結果に変更が生じるものではなく、申請者に不利益を生じさせるものではございません。 今後はこのようなことが無いよう、努めて参ります。
議 長		ありがとうございました。 以上で説明が終わりました。 質問等のある方は、挙手をお願いいたします。
小 林 委 員		今回の修正点は、申請地が高速自動車国道の出入口の周囲おおむね300m以内に存在することによる、農地区分の訂正という認識でよろしいでしょうか。
事 務 局		そのとおりでございます。
杉 山 委 員		おおむね300mというのは何か根拠があるのでしょうか。
事 務 局		農地転用許可基準の立地基準で高速自動車国道の出入口の周囲おおむね300m以内と定められております。
議 長		ありがとうございました。 他に何かございますか。 質問等がないようですので、引き続き議案審議に入らせていただきます。 議案第68号、農地法第3条の規定による許可申請について審議いたします。 番号1番、指扇地区、石川委員、議案説明をお願いいたします。
石 川 委 員		番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立指扇小学校の西1.2kmに位置する水田の広がる地域の田です。 通作距離は、1.7kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、水稻の予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議 長		ありがとうございました。 続きまして、番号2番、七里地区、西澤委員、議案説明をお願いいたします。

西澤委員	<p>番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、県立浦和東高校の北西1.4kmに位置する住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は、60mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、ダイコン、ニンジン、ホウレンソウの予定で、問題ないものと思われ ます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号3番から5番、河合地区、関根委員、議案説明をお願いいたしま す。</p>
関根委員	<p>番号3番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立城北中学校の北西700mに位置する住宅と農地の混在する地域の畑 です。 通作距離は、80mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好で あり、農機具等も揃っております。 作付計画は、ジャガイモの予定で、問題ないものと思われ ます。</p>
	<p>続きまして、番号4番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立城北中学校の北西700mに位置する住宅と農地の混在する地域の畑 です。 通作距離は、60mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好で あり、農機具等も揃っております。 作付計画は、ジャガイモの予定で、問題ないものと思われ ます。</p>
	<p>続きまして、番号5番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立城北中学校の北西700mに位置する住宅と農地の混在する地域の畑 です。 通作距離は、60mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好で あり、農機具等も揃っております。 作付計画は、ジャガイモの予定で、問題ないものと思われ ます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 以上で説明が終わりました。 質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第68号について、賛成の委員の方、挙手を求めます。</p>
各委員	<p>— 総員賛成 —</p>
議長	<p>総員賛成でありますので、許可することと決定いたします。</p>

議	長	<p>続きまして、議案第69号、農地法第4条の規定による許可申請について審議いたします。</p> <p>番号1番、植水地区、小島委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小島委員		<p>番号1番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、市立馬宮中学校の北100mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。</p> <p>転用目的は、自己用住宅です。</p> <p>申請理由は、現在、賃貸住宅に居住しているが、退去を求められていることから、申請地に自己用住宅を建築するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、既設土留めブロック7段積及び新設土留めブロック7段積及び高さ0.8mのメッシュフェンスにより、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号2番、高崎委員が欠席ですので、事務局、議案説明をお願いいたします。</p>
事務局		<p>番号2番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、市立田島中学校の北東20mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅が連たんした区域に近接する第2種農地です。</p> <p>転用目的は、貸駐車場です。</p> <p>申請理由は、近隣企業からの要望により貸駐車場として利用するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、高さ1.0mの既設単管安全柵及び高さ1.0mの新設単管安全柵により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号3番、和土地区、濱野委員、議案説明をお願いいたします。</p>
濱野委員		<p>番号3番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、市立城南小学校の北東750mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。</p> <p>転用目的は、貸駐車場です。</p> <p>申請理由は、近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、既存コンクリートブロック5段積及び高さ0.2mの新設マウントアップにより、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号4番、川通地区、井原委員、議案説明をお願いいたします。</p>

井原委員	<p>番号4番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立川通小学校の北西230mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、駐車場です。 申請理由は、現在、自宅敷地内を駐車場として利用しているが、既存の駐車場が手狭であることから、申請地を新たに自己用の駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、既存コンクリートブロック2段～4段積により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号5番、慈恩寺地区、中山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
中山委員	<p>番号5番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立慈恩寺中学校の北西1.3kmに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。 転用目的は、貸駐車場です。 申請理由は、近隣企業及び近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、高さ1.2mの既存生垣及び高さ0.8mの新設木柵により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 以上で説明が終わりました。 質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
関口委員	<p>貸駐車場を目的とする農地転用について、申請理由として近隣住民や近隣企業からの要望によりと記載がありますが、申請を受理する際に、事務局では借り手についてどの程度把握しているのでしょうか。</p>
事務局	<p>近隣企業については駐車を予定している企業名を聞いておりますが、借り手が不特定多数の個人の場合につきましては具体的には把握しておりません。しかし、番号4番のように転用目的が自己用の駐車場の場合につきましては、利用者が特定されておりますので、所有している自動車の車検証の添付を求めています。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 他に何かございますか。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第69号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員	<p>— 総員賛成 —</p>
議長	<p>総員賛成でございます。 議案第69号について、許可することと決定いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第70号、農地法第5条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>番号1番、番号2番、植水地区、小島委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小 島 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、県立大宮南高等学校の南520mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。</p> <p>転用目的は、道路（宅地分譲開発道路）です。</p> <p>申請理由は、建売住宅（9棟）を計画しているが、申請地を道路とすることにより、車両の通行上、より有効な開発計画とするためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、新設地先ブロック1段積により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>続きまして、番号2番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、県立大宮南高等学校の東600mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。</p> <p>転用目的は、障がい者就労施設です。</p> <p>申請理由は、現在、都内でコンサルタント業を営んでいるが、障がい者雇用を促進するため、障がい者が就労可能な企業向け貸し農園を新たに開設するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、高さ1.6mの既設コンクリート擁壁及び高さ1.6mの新設コンクリート擁壁により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして番号3番、馬宮地区、杉山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
杉 山 委 員	<p>番号3番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、市立馬宮西小学校の南東350mに位置し、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地です。</p> <p>転用目的は、農地改良です。</p> <p>申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。</p> <p>作付計画は、水稻を作付けする予定です。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地への影響はありません。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして番号4番から6番、指扇地区、石川委員、議案説明をお願いいたします。</p>

石川委員

番号4番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、北部配水場の北東380mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、農地改良です。
申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。
作付計画は、ハウレンソウを作付けする予定です。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地への影響はありません。

続きまして、番号5番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、北部配水場の北東380mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、資材置場及び駐車場です。
申請理由は、現在、市内で土木業を営んでいるが、既存の資材置場及び駐車場を一部返却することから、申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、既設コンクリートブロック5段～9段積及び高さ3.0mの新設鋼板により、被害を及ぼさない計画です。

続きまして、番号6番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立指扇北小学校の北東680mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、自己用住宅です。
申請理由は、現在、市内の賃貸住宅に居住しているが手狭であることから、祖父が所有する農地に自己用住宅を建築するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、新設コンクリートブロック1段～2段積により、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、7番、春岡地区、細沼委員、議案説明をお願いいたします。

細沼委員

番号7番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立春野小学校の東570mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、自己用住宅です。
申請理由は、現在、実家に居住しているが、手狭であることから義祖母所有の農地に自己用住宅を建築するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、既設コンクリートブロック2段～4段積及び新設コンクリートブロック3段積により、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号8番から10番、七里地区、西澤委員、議案説明をお願いいたします。

西澤委員

番号8番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、県立浦和東高等学校の北西1.4kmに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした区域に近接する第2種農地です。
転用目的は、資材置場及び駐車場です。
申請理由は、現在、市内で建設業を営んでいるが、既存駐車場を返却し、申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、新設コンクリートブロック1段～3段積により、被害を及ぼさない計画です。

続きまして、番号9番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、大宮東警察署の南東400mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、駐車場です。
申請理由は、現在、市内で自動車整備業を営んでいるが、既存の自動車修理工場を移設することに伴い、申請地を新たな駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、高さ1.0mの新設マウントアップ、高さ1.0mの新設単管柵及び既設コンクリートブロック4段積により、被害を及ぼさない計画です。

続きまして、番号10番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、大宮東警察署の南東400mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、自動車修理工場です。
申請理由は、現在、市内で自動車整備業を営んでいるが、既存の自動車修理工場の土地の契約期間が満了することを機に、申請地に新たな自動車修理工場を建築するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは新設地先ブロック1段積、高さ1.0mの新設単管柵及び新設コンクリートブロック3段積により、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号11番から13番、片柳地区、小山委員、議案説明をお願いいたします。

小山委員

番号11番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立片柳中学校の北東250mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、資材置場及び駐車場です。
申請理由は、現在、市内で建築業を営んでいるが、既存の資材置場及び駐車場が手狭であることから、申請地を新たに資材置場及び駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、高さ1.0mの既設フェンス及び高さ3.0mの新設万能鋼板により、被害を及ぼさない計画です。

続きまして、番号12番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農振農用地です。
申請地は、さいたま市立病院の北540mに位置する見沼田圃内の農振農用地です。
転用目的は、農地改良です。
申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。
作付計画は、ダイコン、苗木を作付けする予定です。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地への影響はありません。

続きまして、番号13番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農振農用地です。
申請地は、市立片柳中学校の南600mに位置する見沼田圃内の農振農用地です。
転用目的は、農地改良です。
申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。
作付計画は、植木を作付けする予定です。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地への影響はありません。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号14番、三室地区、西形委員、議案説明をお願いいたします。

西形委員

番号14番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農振農用地です。
申請地は、市立大牧小学校の北西440mに位置する見沼田圃内の農振農用地です。
転用目的は、農地改良です。
申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。
作付計画は、ヤツガシラ、ジャガイモ、サトイモ、ツツジを作付けする予定です。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地への影響はありません。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号15番、新和地区、小泉委員、議案説明をお願いいたします。

小泉委員

番号15番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立新和小学校の南1.8kmに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。
転用目的は、自己用住宅です。
申請理由は、現在、賃貸住宅に居住しているが、手狭であることから、義父所有の農地に自己用住宅を建築するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、新設コンクリートブロック3段～4段積により、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号16番、川通地区、井原委員、議案説明をお願いいたします。

井原委員

番号16番について説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立川通小学校の南東2.0kmに位置する農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。
転用目的は、馬の飼育用地です。
申請理由は、現在、市内で獣医を営んでいるが、既存の馬の飼育用地が手狭であることから申請地を新たな馬の飼育用地として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、高さ1.0mの既存木柵及び高さ0.5mの既存金属板により、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議

長

ありがとうございました。
続きまして、番号17番、18番は柏崎地区ですので、私から議案説明をいたします。

番号17番について説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立柏崎小学校の南西330mに位置する農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。
転用目的は、駐車場です。
申請理由は、現在、市内で運送業を営んでいるが、物流センターの新規開業にあたり雇用した従業員の駐車場が不足していることから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、高さ0.3m～0.5mの新設コンクリート擁壁により、被害を及ぼさない計画です。

続きまして、番号18番について説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、私立目白大学の北東440mに位置する農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。
転用目的は、駐車場です。
申請理由は、現在、市内で飲食店及び物産店を営んでいるが、既存の駐車場の契約が打ち切りになることから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、既存コンクリートブロック2段～8段積により、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、番号19番、20番、河合地区、関根委員、議案説明をお願いいたします。

関根委員	<p>番号19番について説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立城北中学校の西650mに位置する農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。 転用目的は、資材置場及び駐車場です。 申請理由は、現在、県内で土木工事業を営んでいるが、特定の資材置場及び駐車場がなかったことから、申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、高さ0.2mの新設土留により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>続きまして、番号20番について説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立河合小学校の南西507mに位置する農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。 転用目的は、農家用住宅です。 申請理由は、現在、市内の賃貸住宅に居住しているが、母が所有する農地に農家用住宅を建築するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、新設コンクリートブロック2段積により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 以上で説明が終わりました。ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
浅子委員	<p>番号17番について伺います。 申請者は、複数回にわたって農地転用して駐車場を拡張していますが、今後についても拡張の計画はあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>今後についても、既存の駐車場が手狭になった場合には、拡張する可能性はあると思われまます。しかしながら、拡張するからには必要性及び規模の妥当性を考慮した計画がその都度必要になります。</p>
中山委員	<p>番号2番について伺います。 賃料の坪単価は何円の予定でしょうか。</p>
事務局	<p>坪単価は150円の予定です。</p>
関口委員	<p>番号20番について伺います。 農家用住宅について教えてください。</p>
事務局	<p>農家用住宅は都市計画法の許可が不要であり、面積制限もございません。しかし、農家であれば誰でも建てられるものではなく、今後も農業を続けていくための住宅であることが前提であり、それを踏まえたうえで適正な規模であることが求められます。今回につきましては、居住用の住宅と共に農業用倉庫を建築する計画となっております。</p>

関口委員	<p>続けて、番号20番について伺います。 農業用倉庫も今回の申請地に建築する予定なのでしょうか。</p>
事務局	<p>そのとおりでございます。</p>
高松委員	<p>番号10番について伺います。 油水分離施設を設置する計画となっておりますが、設置にあたり近隣の同意は得ているのでしょうか。また、既存の工場について土地の契約が満了したためとあるが、事務局では経緯について把握していますでしょうか。</p>
事務局	<p>近隣の同意については、農地法では求めておりませんが、都市計画法で近隣への説明等が求められる可能性はあると思われまます。 契約満了の経緯につきましては、詳細には把握しておりません。</p>
小林委員	<p>番号5番について伺います。 周辺農地への被害防除が、既設コンクリートブロック5段～9段積及び高さ3.0mの新設鋼板となっておりますが、新設鋼板は既設コンクリートブロック上に設置するのでしょうか。</p>
事務局	<p>新設鋼板につきましては、既設コンクリートブロックから2m～3m離れた位置に単独で設置する計画になっております。</p>
西形委員	<p>番号20番について伺います。 農家用住宅は同じ申請者が複数回許可を受けることができるのでしょうか。</p>
事務局	<p>属人性があり、原則一人一回となっております。</p>
小島委員	<p>番号2番について伺います。 井戸を掘る計画になっていますが、井戸を掘るにあたっては何か許可が必要になるのでしょうか。</p>
事務局	<p>規模によっては、環境対策課で手続きが必要になる場合があると聞いておりますが、今回につきましては手続きは不要である旨確認しております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 他に何かございますか。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第70号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員	<p>— 賛 成 多 数 —</p>
議長	<p>総員賛成でございます。 議案第70号について、許可することと決定いたします。</p>

--	--

議	長	<p>続きまして、議案第71号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による意見決定について審議いたします。</p> <p>番号1番、植水地区、小島委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小島委員		<p>番号1番についてご説明いたします。</p> <p>使用貸借権の再設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりです。</p> <p>作付計画は、水稻です。</p> <p>申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は1.3kmです。</p> <p>特に問題はないものと思われます。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号2番、指扇地区、石川委員、議案説明をお願いいたします。</p>
石川委員		<p>番号2番についてご説明いたします。</p> <p>賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。</p> <p>作付計画は、飼料作物（トウモロコシ）です。</p> <p>申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は1.9kmです。</p> <p>特に問題はないものと思われます。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号3番から6番、片柳地区、小山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小山委員		<p>番号3番についてご説明いたします。</p> <p>賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。</p> <p>また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。</p> <p>作付計画は、コマツナ、ネギです。</p> <p>申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は500mです。</p> <p>特に問題はないものと思われます。</p>
議	長	<p>続きまして、番号4番についてご説明いたします。</p> <p>使用貸借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。</p> <p>また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。</p> <p>作付計画は、植木です。</p> <p>申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は2.4kmです。</p> <p>特に問題はないものと思われます。</p>
議	長	<p>続きまして、番号5番についてご説明いたします。</p> <p>賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。</p> <p>また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。</p> <p>作付計画は、水稻育苗、ナス、キュウリです。</p> <p>申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は1.8kmです。</p> <p>特に問題はないものと思われます。</p>

続きまして、番号6番についてご説明いたします。
使用貸借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、植木です。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は6.4km～7.6kmです。
特に問題はないものと思われます。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号7番、三室地区、西形委員、議案説明をお願いいたします。

西形委員 番号7番についてご説明いたします。
賃借権の再設定1年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、草花苗です。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は8.5kmです。
特に問題はないものと思われます。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号8番、大久保地区、高崎委員が欠席ですので、事務局、議案説明をお願いいたします。

事務局 番号8番についてご説明いたします。
使用貸借権の再設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、水稻です。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は600mです。
特に問題はないものと思われます。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号9番、尾間木地区、関口委員、議案説明をお願いいたします。

関口委員 番号9番についてご説明いたします。
賃借権の再設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、サンショウ、ムギです。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は1.4kmです。
特に問題はないものと思われます。

続きまして、番号10番についてご説明いたします。
賃借権の再設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、サンショウ、ムギです。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は1.4kmです。
特に問題はないものと思われます。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号11番、大門地区、石井委員、議案説明をお願いいたします。

石井委員

番号11番についてご説明いたします。
使用賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、植木です。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は340m～740mです。
特に問題はないものと思われます。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号12番から14番、野田地区、浅子委員、議案説明をお願いいたします。

浅子委員

番号12番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、植木です。
申請目的は、一般法人による農業参入で、通作距離は100mです。
特に問題はないものと思われます。

続きまして、番号13番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、植木です。
申請目的は、一般法人による農業参入で、通作距離は100mです。
特に問題はないものと思われます。

続きまして、番号14番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、ダリアです。
申請目的は、一般法人による農業参入で、通作距離は70mです。
特に問題はないものと思われます。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号15番から17番、川通地区、井原委員、議案説明をお願いいたします。

井原委員

番号15番についてご説明いたします。
賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、水稻です。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は2.5kmです。
特に問題はないものと思われます。

続きまして、番号16番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおり
です。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、ネギです。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は4.9kmです。
特に問題はないものと思われます。

続きまして、番号17番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、ネギです。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は4.7kmです。
特に問題はないものと思われます。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
以上で説明が終わりました。
質問等のある方は、挙手をお願いいたします。

質問がないようですので、採決に入りたいと思います。

議案第71号について、賛成の委員の方、挙手を求めます。

各委員

— 総員賛成 —

議長

総員賛成ですので、議案第71号について、原案どおり意見決定することといた
します。

<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第72号、相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について審議いたします。</p> <p>番号1番から15番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧ください、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第72号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第72号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第73号、農用地利用集積計画（案）に対する意見決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見について審議します。</p> <p>それでは事務局より補足説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>事務局より補足説明をさせていただきます。 農地利用集積計画（案）に対する意見（さいたま中央地区）についてです。本計画（案）の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしているものですので、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 議案第73号、農用地利用集積計画(案)に対する意見決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見（さいたま中央地区）について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第73号について、賛成の委員の方、挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございます。 議案第73号について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。</p>

議	長	<p>続きまして、議案第74号、特定都市農地貸付け承認申請について審議します。</p> <p>番号1番、尾間木地区、西形委員、議案説明をお願いいたします。</p>
西形委員		<p>この申請については、令和2年11月に特定都市農地貸付けの承認をした市民農園が、利用者の増加に伴い区画の増設をするものでございます。市民農園を開設する者、土地所有者、申請地の所在、地番等は議案書記載のとおりです。</p> <p>申請地は、市立東浦和中学校の北西300mに位置する市街化区域内の農地です。</p> <p>申請目的は、農業者以外の者が野菜づくりを通じ、自然にふれあうとともに、農業に対する理解を深めることを目的とするものです。</p> <p>貸付農地は、4.8㎡の区画が20区画を計画しております。</p> <p>貸付期間は1年です。</p> <p>募集方法、申込方法及び選考方法等は議案書記載のとおりです。</p> <p>現地立ち合いを実施しており、特に問題はないものと思われます。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で説明が終わりましたので、質問等のある方は挙手をお願いいたします。</p>
高松委員		<p>番号1番について伺います。</p> <p>特定都市農地貸付けは営利を目的としないことが要件にあったと認識しておりますが、営利を目的としているとみなされる基準等があるのでしょうか。</p>
西形委員		<p>農園を利用する側が営利を目的としないこととございます。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他に何かございますか。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第74号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員		<p>— 総員賛成 —</p>
議	長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第74号について承認することと決定いたします。</p>

5 報告事項 議 長	<p>本日の議案審議は、以上です。 続きまして、報告事項ですが、市街化区域の転用届等の報告事項につきまして事務局より説明がございます。</p>
	<p>事務局お願いいたします。</p>
事 務 局	<p>お手元の資料をご覧ください。 令和4年10月分報告事項です。</p> <p>農地法第3条の3の規定による届出でございます。 農地法第4条第1項第8号の規定による届出でございます。 農地法第5条第1項第7号の規定による届出でございます。 農地法第18条第6項の規定による解約通知でございます。 農地改良等の取扱いに関する要綱の規定による届出でございます。 2 a 未満農業用施設の届出でございます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 意見等質問のある方は、挙手をお願いいたします。 ないようでございますので、閉会のご挨拶を、関口会長職務代理者よりお願いいたします。</p>
6 閉会宣言 関口会長職務代理者	<p>本日は、長時間の審議ご苦労さまでした。 これもちまして、令和4年11月、さいたま市農業委員会月例総会を閉会いたします。</p>